

千歳市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

平成 21 年 4 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、千歳市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震性の向上を図るため、市内にある木造住宅の耐震診断を行う者に対し、その費用の一部に補助金を交付することについて、千歳市補助金等交付規則（昭和 58 年千歳市規則第 12 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 次のいずれかに該当する木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法

イ アに掲げる方法と同等以上と認められる耐震診断

(2) 耐震診断員 次のいずれにも該当する耐震診断を行う者をいう。

ア 建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士をいう。）の資格を有し、建築士事務所（同法 23 条第 1 項に規定する建築士事務所をいう。）に所属していること。

イ 北海道が行う耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震診断区分で登録していること。

(補助対象住宅)

第 3 条 補助対象住宅は、木造住宅であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

(1) 戸建て住宅（2 世帯住宅を含む。）又は併用住宅（店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものを含む。）であること。

(2) 地上階数が 2 階建以下の在来工法又は枠組壁工法であること。

(3) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅であること。

(4) 建築基準法その他関係法令に明らかな法令違反がないこと。

(補助対象者)

第 4 条 補助対象者は、市内に住所を有し、かつ、自ら居住の用に供する木造住宅を所有している個人とする。

(補助金の交付額)

第 5 条 補助金の額は、耐震診断員が行った耐震診断費用に要する経費の 5 分の 4 以内とする。ただし、1 住宅につき 6 万 4 千円を限度とし、当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付の申請)

第 6 条 補助金の交付の申請をする者（以下「申請者」という。）は、千歳市木造住宅耐震診

断補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）住民票
- （2）確認済証の写し、建物の登記簿謄本等により建築年次及び所有者を明らかにする書類
- （3）耐震診断に要する費用の見積書の写し
（補助金等の交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請について内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、千歳市木造住宅耐震診断補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の交付の決定後、速やかに耐震診断に着手しなければならない。
（完了の期限）

第8条 申請者は、前条第1項の規定による交付の決定を受けたときは、第6条第1項の申請書に記載した診断完了年月日までに耐震診断を完了しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、これを延期することができる。

- 2 申請者は、耐震診断が完了したときは、千歳市木造住宅耐震診断補助金交付実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。
 - （1）耐震診断報告書の写し
 - （2）耐震診断に要した費用の支払いを証する領収書の写し
（補助金の交付）

第9条 市長は、前条第2項の規定による届け出があったときは、速やかに耐震診断内容等の審査を行い、申請内容と相違がないと認めるときは、千歳市木造住宅耐震診断補助金交付確定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は前項の通知を受けたときは、速やかに千歳市木造住宅耐震診断補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は前項の請求があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年5月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の千歳市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第5条の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の千歳市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第 5 条の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。